

1. 結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。
2. 結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

【法第 2 条】

医師その他の医療関係者は、第 2 条に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

【法第 3 条】

#### （定期の健康診断）

学校の長、又は矯正施設その他の施設で政令で定めるものの長は、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者に対して、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 実施時期 | 7 歳に達する日の属する年度                                |
|      | 7 歳に達する日の属する年度に定期の予防接種を受けた者で、8 歳に達する日の属する年度   |
|      | 13 歳に達する日の属する年度                               |
|      | 13 歳に達する日の属する年度に定期の予防接種を受けた者で、14 歳に達する日の属する年度 |

【法第 4 条】

（参：学校保健法第 6 条）

#### （定期の予防接種）

以下の受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であった者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

- 7 歳に達する日の属する年度
- 8 歳に達する日の属する年度
- 13 歳に達する日の属する年度
- 14 歳に達する日の属する年度

また、市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、4 歳に達するまでの年度において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

【法第 13 条】

#### （予防接種を行うべき日）

予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から 2 週間をこえない限度において、これを延期することができる。

【法第 15 条】

### （事後措置）

学校においては、健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（参：学校保健法第7条）

### （定期外健康診断）

都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外健康診断を行うことができる。

結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者  
結核まん延のおそれがある場合又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者  
結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者  
結核患者と同居する者又は同居していた者

【法第5条】

### （医師の行う届出）

医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2日以内に、下記に定める事項をもよりの保健所長に届け出なければならない。

患者の住所、氏名、生年月日、性別、職業、世帯主氏名  
病名  
初診の年月日  
診断の年月日  
医療機関の名称、所在地、医師の氏名

【法第22条】

### （病院管理者の行う届出）

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、下記に定める事項を、もよりの保健所長に届け出なければならない。

患者の住所、氏名、世帯主氏名  
病名  
入院の年月日  
病院の名称及び所在地

【法第23条】

### （家庭訪問指導）

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健婦又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

【法第25条】

### （従業禁止）

都道府県知事は、結核を伝染させるおそれが著しいと認められる患者に対し、公衆に結核を伝染させるおそれがある業務であって、次に掲げる仕事に従事することを禁止することができる。接客業、理容・美容、保母、保健婦、助産婦、看護婦など。

また、学校の設置者は、健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない

【法第28条】

（参：学校保健法第9条）

### （入所命令）

都道府県知事は、結核患者がその同居者に結核を伝染させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、その患者又はその保護者に対し、期間を定めて、結核患者を収容する施設を有する病院に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

【法第 29 条】

### （一般患者に対する医療）

都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者が指定された医療を担当する機関で下記に関する医療を受けるために必要な費用について、当該患者又はその保護者の申請により、その 100 分の 95 に相当する額を負担することができる。

化学療法

外科的療法

骨関節結核の装具療法

前 3 つに掲げる医療に必要なエックス線検査、結核菌検査及び赤血球沈降速度検査

、 に掲げる医療に必要な処置その他の治療

、 に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容

申請は、当該患者の住所地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。また申請に対して決定をするには、当該保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聞かなければならない。さらに、申請があつてから 6 月を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は打ち切られるものとする。

【法第 34 条】

### （命令入所患者の医療）

都道府県は、第 29 条の規定により入所し若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が指定医療機関において受ける下記に関する医療に要する費用、及び都道府県知事が必要と認める場合に限り、その医療を受けるために必要な移送に要する費用を負担する。

診察

薬剤又は治療材料の支給

医学的処置、手術及びその他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

【法第 35 条】

都道府県知事の諮問に応じ、入所命令並びに一般患者に対する医療の申請に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

【法第 48 条】